

Japan Foundation For Regional Vitalization

ふるさと財団



一般財団法人

地域総合整備財団〈ふるさと財団〉

Japan Foundation For Regional Vitalization

ふるさとと財団は、地域創生プロジェクトを支援します。

ごあいさつ

地域総合整備財団（ふるさとと財団）は、民間能力を活用した地域の活性化を支援するため、昭和 63 年に都道府県及び政令指定都市のすべてが出捐する財団法人として発足しました。

当財団は、地域活性化につながるあらゆる分野の民間事業に対する無利子融資であるふるさと融資をはじめ、地域再生の取組、公民連携の推進、地域産業の創出・育成への支援など、各種事業を実施しており、これらを通じて「ふるさとの元気を引き出す」ためのお手伝いをしています。

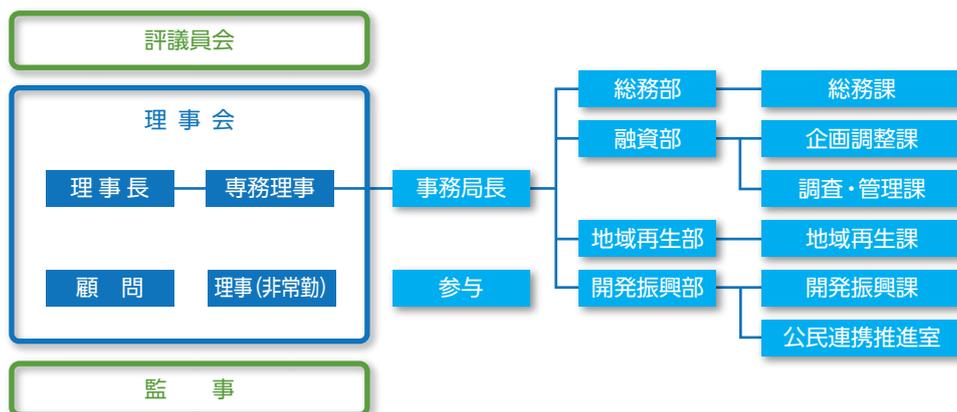
全国各地において、多彩な民間事業活動を通じて個性豊かな地域づくりが進められることは、地域の皆さま方のたゆまぬ熱意と努力、そしてご支援の賜物です。

当財団は今後とも地域の再生や産業の振興に寄与し、皆さまのご期待に応えられるよう前進していきたいと考えております。



一般財団法人地域総合整備財団
理事長 柚木 憲一

ふるさとと財団組織図



ふるさとと財団の事業体系

■ふるさとと融資

ふるさとと融資制度は、地域振興に資する民間投資を支援するために都道府県又は市町村が長期の無利子資金を融資する制度です。

■ふるさとものづくり支援事業

新技術や地域資源を活用した新製品・新商品開発に対する支援を行っています。

■地域再生マネージャー事業

地域振興につながる地域再生の取組に対して支援を行っています。

■まちなか再生支援事業

民間能力を活用したまちなか再生の取組に対して支援を行っています。

■公民連携への支援

公共施設マネジメント・PPP/PFI・指定管理者制度・民間委託など公民連携への支援を行っています。

■関連事業・広報活動

財団業務に関する情報提供として、情報誌等を刊行するとともに、ホームページを開設しています。その他、地域貢献企業の会の運営など様々な活動を行っています。

ふるさとと融資事例



福井県小浜市 自然光利用型の連棟ハウス整備事業



鹿児島県鹿児島市 オフィス・バスターミナル等複合施設整備事業

ふるさと融資

(問い合わせ：企画調整課)

ふるさと融資制度は、地域振興に資する民間投資を支援するために都道府県又は市町村が長期の無利子資金を融資する制度で、当財団において事業の総合的な調査・検討や貸付実行から最終償還に至るまでの事務を行っています。ふるさと融資を行う場合には、地方公共団体は資金調達のために地方債を発行し、その利子負担分の一部（75%）が地方交付税措置されます。

ふるさと融資の申込先は、事業地の都道府県又は市町村となります。

対象事業者

法人格を有する民間事業者

対象事業

地域振興に資するあらゆる分野の民間事業で、以下の要件をすべて満たすもの

- 公益性、事業採算性等の観点から実施されること
- 事業の営業開始に伴い、事業地域内において以下の新たな雇用の確保が見込まれること
都道府県、政令指定都市から融資を受ける場合……10人以上
市町村から融資を受ける場合……1人以上
- 用地取得費を除いた貸付対象費用の総額が1,000万円以上

対象費用

- 設備の取得等に係る費用
- 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用

融資条件

- 貸付利率：無利子
- 融資(償還)期間：5年以上15年以内（5年以内の据置期間を含む）
- 融資対象期間：工期が複数年度にわたる事業については、そのうち連続する4年以内
- 償還方法：元金均等半年賦償還
- 担保：民間金融機関の連帯保証が必要（保証料が別途必要。但し、地方公共団体が民間事業者に連帯保証料の補助を行う場合、当該地方公共団体に対して地方交付税措置（補助金の75%）が講じられる。）

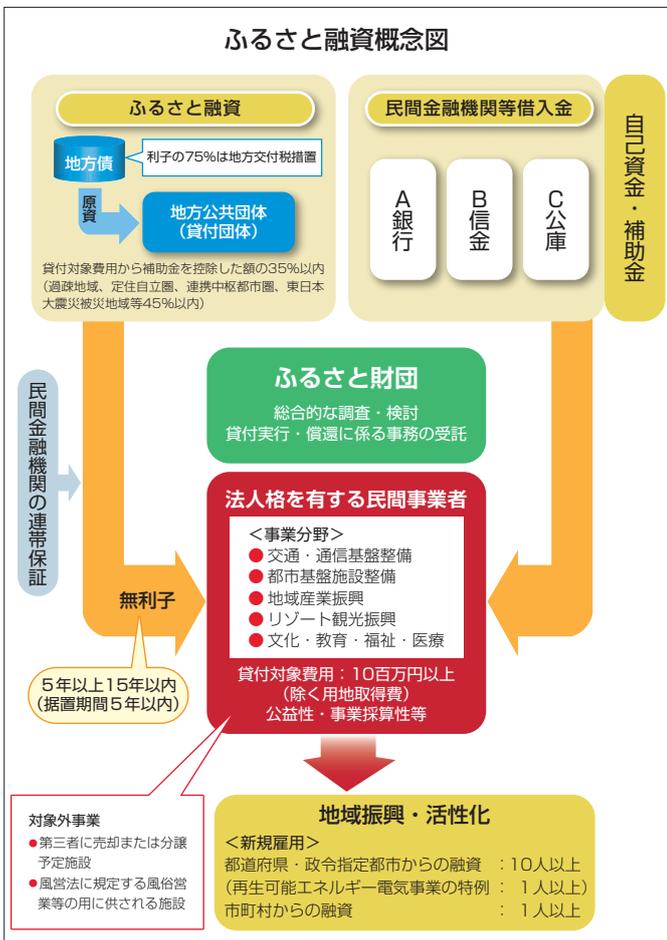
■要件一覧（融資比率・限度額・雇用要件）

単位：億円

		通常の地域		過疎地域（みなし過疎地域含む）・離島地域・特別豪雪地帯		定住自立圏 ・ 連携中枢都市圏 ・ 東日本大震災被災地域	
		一般の地域	地域再生計画認定地域・沖縄県の区域	一般の地域	地域再生計画認定地域・沖縄県の区域		
都道府県 政令指定都市	融資比率	35%		45%		45%*	
	融資限度額	通常の施設	42	52.5	54	67.5	67.5*
		複合施設	63	78.7	81	101.2	101.2*
	雇用	10人（再生可能エネルギー電気事業は1人）以上					
その他市町村	融資比率	35%		45%		45%	
	融資限度額	通常の施設	10.5	13.1	13.5	16.8	16.8
		複合施設	15.7	19.6	20.2	25.3	25.3
	雇用	1人以上					

※…但し、定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額の引き上げ措置については、都道府県は対象外。

ふるさと融資概念図



ふるさと企業大賞（総務大臣賞）

ふるさと融資を活用した民間事業者のうち、特に地域の振興・活性化に貢献している優良事業者を顕彰するため、「ふるさと企業大賞（総務大臣賞）」の表彰を実施しています。



ふるさとものづくり支援事業

(問い合わせ：企画調整課)

地域における投資や雇用の創出を図るため、新技術や地域資源を活用した新製品・新商品開発に取り組む企業等に対し、市区町村を通して補助金を交付します。

開発に要する経費の規模に応じて補助金を交付する A～C タイプと、試作品完成後の本格的な商品化に向けた市場調査や販路開拓等に対して補助金を交付する D タイプがあります。

補助対象

市区町村

※企業等に対しては市区町村からの補助金交付となります。

事業区分

・A～Cタイプ

将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新製品・新商品開発を行うことで地域産業の発展が図られる事業。事業規模に応じて A～C を選択

・Dタイプ

これまでに新製品・新商品開発に取り組み、試作品が完成したものの商品化に至っていないものについて、商品化に向けた事業化・市場調査・販路開拓等を実施する事業

補助上限額

Aタイプ：1,000万円

Cタイプ：100万円

Bタイプ：500万円

Dタイプ：200万円

補助率

2/3 (過疎地域・離島地域・特別豪雪地帯等は9/10) 以内



木材の曲げ加工技術による
メガネケースの開発



竹を原料とした抗菌剤の開発

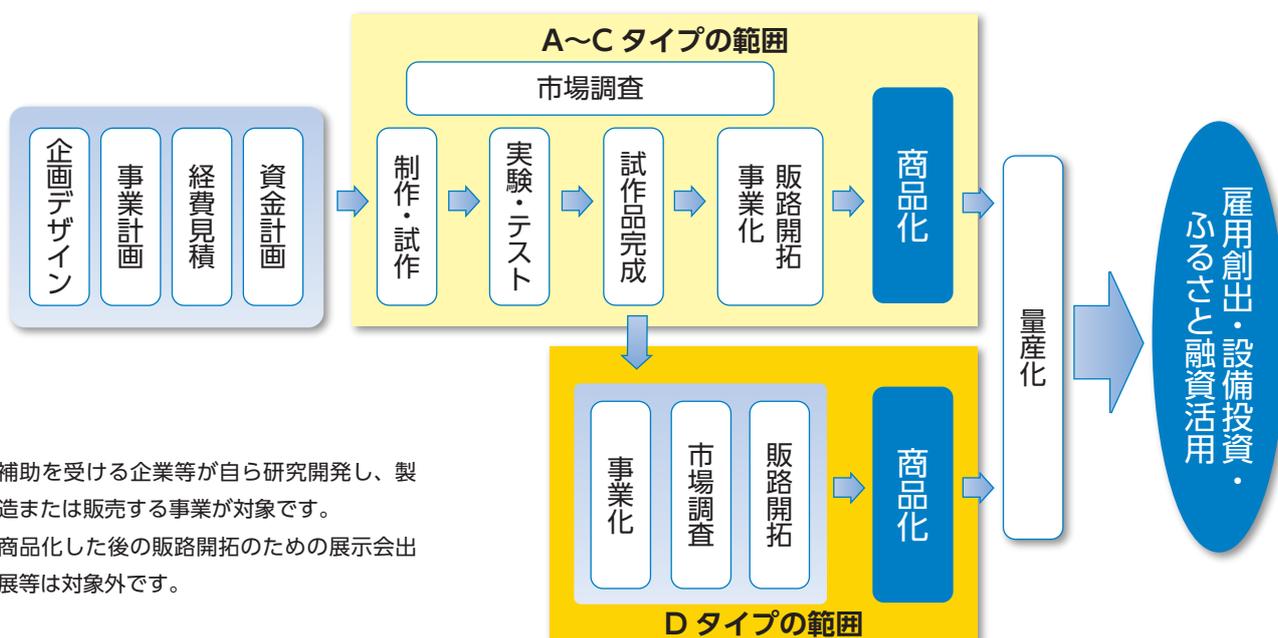


特殊シリコンリング装着による
保温性を高めたカップの開発



糖化熟成加工による
真昆布だしパックの開発

補助事業の範囲 (イメージ図)



地域再生マネージャー事業

(問い合わせ：地域再生課)

様々な課題を抱えた地域の再生には、住民主体の持続可能な体制を整備するとともに、ビジネスを創出して雇用に結び付け、地域が自立的に行動できる仕組みを構築することが必要です。

本事業では、地域の課題解決のために外部の専門家（地域再生マネージャーなど）を活用する市区町村の地域再生への取組を支援します。

外部専門家活用助成

地域再生に取り組む市区町村が、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部専門家を活用する場合に、当財団がその費用の一部を助成します。

外部専門家は、地域住民主体による持続可能な実施体制の構築、地域資源等を活用したビジネス創出への助言・指導及び事業の具体的なマネジメント等を行います。

- 助成対象：市区町村
- 助成率：2/3以内
- 助成額：700万円以内



粟島の未来創生事業（新潟県粟島浦村）

外部専門家派遣（短期診断）

地域再生に取り組もうとする市区町村に対して、当財団から外部専門家を派遣します。

外部専門家は、現地調査を行い、地域課題の抽出及び課題解決に向けた方向性の提言を行います。

- 派遣対象：市区町村
- 派遣回数：原則として1市区町村あたり1回
- 派遣費用：原則として財団が全額負担



村の活性化に向けた方向性の提言（長野県筑北村）

まちなか再生支援事業

(問い合わせ：開発振興課)

まちなかが抱える様々な課題を解決するため、本事業では、民間能力を活用した都市機能の維持・拡大、インバウンド需要の活用を含む地域資源のプロモーション、担い手たるコミュニティの再生・人材の育成等といった市区町村のまちなか再生の取組を支援します。

助成事業

まちなか再生に取り組む市区町村に対して、実務的・具体的ノウハウを有する専門家（大学を含む。）に業務の委託等をする費用の一部を助成します。

助成対象とする「まちなか」とは、市区町村において、一定程度の定住人口が集積し、生活に必要な各種機能を有する地域であり、市区町村が生活及び交流拠点として重点的に整備を図ることが相当であると認める区域を指します。

より円滑・効果的にまちなか再生を進めるため、まちなか再生プロデューサーが単独又はチームで地域の現場に入り、実務的・具体的ノウハウの活用を図る事業を対象とします。

- 助成対象：市区町村
- 助成率：2/3以内
- 助成額：700万円以内



まちなか再生支援事業現地会議（大阪府泉佐野市）



まちなか再生支援事業現地視察（和歌山県和歌山市）

公民連携への支援

(問い合わせ：公民連携推進室)

公民連携手法による公共施設等の整備・維持管理や運営に関する諸課題について調査研究を行い、全国に幅広く情報提供します。また、地方公共団体における円滑な導入や運営を支援するために様々な事業を実施します。

	公共施設マネジメント	PPP/PFI	指定管理者制度等
公民連携アドバイザー 派遣事業	公共施設マネジメント導入に向けた手法や先進事例の紹介、更新費用試算ソフトの講習等	PPP/PFI 事業の一般的・具体的事項、PFI 法の留意点等についてアドバイス	指定管理者制度の導入並びに総合窓口の導入又は庶務業務の一元化及びこれに伴う外部委託に係る留意点や課題へのアドバイス、先進事例の紹介等
	公民連携手法による公共施設等の整備・維持管理や運営等を推進する地方公共団体の要請に応じ、シンクタンク等の専門家、地方公共団体職員又は財団職員を派遣しアドバイスを行う。 ○派遣対象：地方公共団体 ○派遣回数：原則として1 地方公共団体あたり1 回 ○派遣費用：原則として財団が全額負担		
公民連携セミナーの開催 (参加費無料)	公民連携手法による公共施設等の整備・維持管理や運営等に関する情報提供等を目的としたセミナー ○対象者：都道府県及び市区町村の職員等 ○平成 29 年度開催予定：東京（1 日半）、外 2 地方（各 1 日） 計 3 回		
調査研究等	公共施設マネジメント 調査研究会	自治体 PPP/PFI 推進センター PPP/PFI 推進部会 公民連携実務研究部会	
	公共施設マネジメントの先進自治体の取組事例の調査研究・モデル市町村との共同研究等	PFI 事業における有効な官民連携のあり方等、PFI への取組進展に向けた調査研究等	指定管理者制度を含む公民連携実務における民間活力の活用手法についての調査研究等
公民連携ポータルサイトの 運営	公民連携ポータルサイトは、地方公共団体における公共施設マネジメントの推進をはじめ、PPP/PFI、指定管理者制度などの公民連携の情報をワンストップで提供。< http://www.furusato-ppp.jp/ >		

「公共施設更新費用試算ソフト」を無料公開しています。

公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている地方公共団体においては、「公共施設等総合管理計画」（「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月 22 日総務大臣通知））の策定を通じて、より適切な公共施設等の管理運営に取り組みつつあります。

当財団では、「公共施設等総合管理計画」の策定等、公共施設マネジメントの導入支援の一環として、総務省のソフトを改良した「公共施設更新費用試算ソフト」を公民連携ポータルサイトにて無料公開しています。



「公共施設更新費用試算ソフト」画面（例）



更新費用試算ソフト講習会

関連事業・広報活動

ふるさとと財団ホームページ



平成 29 年 4 月にリニューアルしました！

ふるさとと融資制度や支援事業の内容を分かりやすく掲載したほか、財団の日々の取組がわかる「財団日誌」や過去の事例を地方公共団体ごとに検索できる「ふるさとと財団データベース」など、新しいコンテンツを追加し、内容の充実を図りました。

刊行物



- ・財団業務関連：情報誌「ふるさと Vitalization」
- ・ふるさとと融資関連：ふるさとと融資事例集
- ・その他：各種事業報告書

地域貢献企業の会（調査・管理課）

ふるさとと融資を活用した民間事業者を中心として、会員間の異業種交流を通じて地域の振興を図ることを目的に、平成 11 年に設立されました。財団が事務局として会を運営しています。



地方公共団体からの職員の受入れ（総務課）

財団で業務に従事しつつ、地域産業への支援や地域再生、公民連携等に関するノウハウを身につけ、人的ネットワークを広げていただくために地方公共団体や民間事業者から職員を受入れています。

（平成29年度地方公共団体からの受入れ）青森県五所川原市、岩手県紫波町、栃木県那須塩原市、長野県須坂市、石川県羽咋市、福井県若狭町、山口県周南市

案内図



最寄駅

- ▶ 東京メトロ有楽町線 麹町駅 4 番出口直結
- ▶ JR 中央・総武線 四ツ谷駅麹町出口徒歩 9 分
- ▶ 東京メトロ半蔵門線 半蔵門駅 5 番出口徒歩 7 分



一般財団法人
地域総合整備財団(ふるさとと財団)
Japan Foundation For Regional Vitalization

〒102-0083 東京都千代田区麹町4丁目8-1 麹町クリスタルシティ東館12階
Homepage URL <https://www.furusato-zaidan.or.jp/>

【総務部】総務課 TEL 03(3263)5731/FAX 03(3263)3683
企画調整課 TEL 03(3263)5586/FAX 03(3263)5732
調査・管理課 TEL 03(3263)5737/FAX 03(3263)5732
【地域再生部】地域再生課 TEL 03(3263)5736/FAX 03(3263)5732
【開発振興部】開発振興課 TEL 03(3263)5758/FAX 03(3263)7423
公民連携推進室 TEL 03(3263)5758/FAX 03(3263)7423